［別紙３－１］

南極哺乳類若しくは南極鳥類の捕獲若しくは殺傷又は南極鳥類の卵の採取若しくは損傷の詳細

［別紙３－３］

南極地域に生息し、又は生息する動植物の生息状態又は生育状態及び生息環境又は生育環境に影響を及ぼすおそれのある行為の詳細

［３－３－１］南極哺乳類又は南極鳥類に触れる行為

（略）

［３－３－２］南極哺乳類又は南極鳥類を苦しめる行為

（略）

［３－３－３］～［３－３－７］（略）

［３－３－８］南極哺乳類、南極鳥類、在来植物又は在来無脊椎動物の生育地又は生息地に有害な変化をもたらす行為

（略）

［別紙３－４－３］

液状の廃棄物の環境省令で定める地域における埋立（法第16条第２号） B	B－１	場所	
		方法	
		行為者の氏名	
	B－２	場所	
		方法	
		行為者の氏名	

［別紙３－１］

南極哺乳類若しくは南極鳥類の捕獲若しくは殺傷又は南極鳥類の卵の採取若しくは損傷の詳細

［別紙３－３］

南極地域に生息し、又は生息する動植物の生息状態又は生育状態及び生息環境又は生育環境に影響を及ぼすおそれのある行為の詳細

［３－３－１］南極哺乳類又は南極鳥類に触れる行為

（略）

［３－３－２］南極哺乳類又は南極鳥類を苦しめる行為

（略）

［３－３－３］～［３－３－７］（略）

［３－３－８］南極哺乳類、南極鳥類、在来植物又は在来無脊椎動物の生育地又は生息地に有害な変化をもたらす行為

（略）

［別紙３－４－３］

液状の廃棄物の総理府令で定める地域における埋立（法第16条第２号） B	B－１	場所	
		方法	
		行為者の氏名	
	B－２	場所	
		方法	
		行為者の氏名	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年八月十日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。